

## 自動車事故による重度後遺障害者の「親亡き後問題」に関する調査報告書の概要

### 1. 「親亡き後問題」に係る実態調査

生活支援に係る障害福祉施策の現状、「親亡き後」の実態等を把握することを目的として、地方自治体(47都道府県、149市町村)、身体障害者施設(全国100カ所)、重度後遺障害者の介護世帯(491世帯)を対象にアンケート・ヒアリングによる実態調査を実施した。その結果要旨は以下のとおり(実態調査の結果一覧は別紙のとおり)。

#### (1) 「親亡き後」の施設入所

介護者の多くは、「親亡き後」の介護場所は施設を考えているが、入所可能な施設(医療的な支援が可能な施設)は少なく、入所可能な場合でも待機者が多く即時入所は困難な状況にある。こうした施設に関する情報が、介護者に把握されていない。

#### (2) 「親亡き後」の居宅生活

「親亡き後」の居宅生活は、経済的な問題や医療的な支援が必要であること等から、実際には難しいと指摘する自治体や施設が多くみられた。因みに、今回の実態調査において、居宅生活の実例はなかった。

#### (3) 成年後見制度の活用

意思表示が困難な重度後遺障害者が福祉サービスを受けるためには、契約行為を伴うことから、成年後見人を必要とするケースはますます増えるにもかかわらず、その必要性が介護者に認知されていない。また、専ら法律行為を担う成年後見人については、障害者の生活や健康面も意識されるよう、福祉・医療の面からサポート体制も必要との指摘が多い。

#### (4) 「親亡き後問題」に関する情報の入手

介護者が直面している多岐にわたる相談内容に対し、自治体がリアルタイムで対応することは困難な状況にある。また、特に自動車事故に着目した相談支援体制ということにはなっていない。

### 2. 「親亡き後」に係る生活支援の検討

国土交通省において、「親亡き後問題」への対応を検討するにあたっては、障害福祉施策そのものを議論するのではなく、自動車損害賠償保障制度の観点から、自動車事故の被害者を介護する世帯が抱える負担感を軽減するために何ができるかについて、関係者と真摯に議論することが必要である。関係者からなる検討会においても、この点も含めてご審議頂き、「親亡き後問題」への対応について、ご検討頂いた。

実態調査の結果を分析するとともに、検討会におけるご議論を踏まえ検討した結果、「親亡き後」の対応については、現在の制度の活用をどう促していくのか、介護世帯が必要とする情報をいかに適時適切に提供するか等の視点が、当面、最も重要と考察するに至ったところである。項目ごとの検討結果の要旨は以下のとおり。

#### **(1) 「親亡き後」の重度後遺障害者の施設への受け入れ**

- ・親が介護可能な時期に「入所先を見つけ待機者リストに登録すること」を啓発する。
- ・重度後遺障害者を受け入れることが可能な施設に関する情報を、介護料受給世帯への訪問支援サービスを実施している(独)自動車事故対策機構(以下「NASVA」という。)の支所の機能を活用して収集し、提供する仕組みをつくる。

#### **(2) 居宅生活に係る生活設計・生活確保**

- ・今回の調査で事例がなかった「親亡き後」の居宅生活について、引き続き実態把握に努めるとともに、関係者と議論を継続する。居宅生活の実例を把握した場合は、NASVA訪問支援サービスにより、生活実態等を成年後見人等に連絡する等、生活や障害の状況が関係者に十分理解されるよう努める。

#### **(3) 成年後見制度の活用**

- ・NASVAの機能を活用し、介護者に対し、成年後見制度の重要性、仕組みや手続きを教示し、制度の利用促進を啓発するための取組みを行う。その上で、制度の利用実態等を踏まえ、利用促進のため更なる支援の必要性につき検討を進める。
- ・成年後見人について、福祉・医療面からの見守りニーズが高いこと等を踏まえ、親と司法専門家による複数後見などの有効事例を提供する。また、NASVA訪問支援サービスにより、生活実態等を成年後見人に連絡する等、生活や障害の状況が成年後見人等の関係者に十分理解されるよう努める。

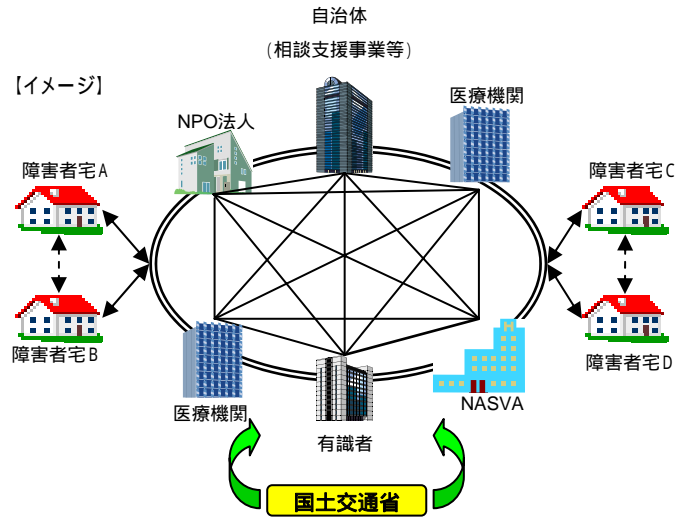
#### **(4) 「親亡き後」の生活に対応するために介護者が有益な情報を入手できる環境整備**

- ・介護者が必要とする情報の入手を容易にし、介護者、関係者間で情報の交換や共有を行うことが可能となるような情報網作りを目指し、地域において、医療、介護、施設、成年後見制度等に関する介護者への情報支援を行う「自動車事故による重度後遺障害者のための官民連携によるサポートネットワーク」の構築に取り組む。(イメージ図参照)
- ・このため、21年度、モデル事業を実施する。その結果得られたモデルを全国に示すことにより、地域ごとにサポートネットワークの構築を進めていく。

自動車事故による重度後遺障害者のための官民連携によるサポートネットワークのイメージ

【想定する関係者】

- ・ NASVA
- ・ 自治体（県、市町村）
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 医療機関
- ・ 重度後遺障害者の介護者（当事者団体等）
- ・ 有識者
- ・ NPO法人 等



## 実態調査結果一覧

	自治体に対する調査結果	施設に対する調査結果	介護世帯に対する調査結果
「親亡き後」の施設入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度後遺障害者が入所できる施設数が少ない。</li> <li>・身体障害者の入所施設があっても、待機者数が多く、すぐに入所できない。</li> <li>・待機者リストに掲載されていない場合は、入所の候補にはならない。</li> <li>・医療行為を必要とする重度後遺障害者の場合、医療的なケアが可能な身体障害者療護施設等に事実上限定される。</li> <li>・入所施設の情報は、自治体から障害者（介護者）に情報提供はするが、入所の可否の問い合わせなどは、障害者（介護者）が自分で行わなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は措置制度から契約制度に移行し、施設が受け入れ困難と判断することがあるため、介護者の不安は大きくなっている。</li> <li>・重度の障害者は、介護者がいなくなった場合には、施設以外の場所で生活することは困難であると考えられるが、施設数が不足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親亡き後の介護場所としては施設を考えている人が多いが、「今は考えていない」とする人も同じ位多い。</li> <li>・重度の障害者が入所できる施設があるのかどうかわからない。</li> <li>・施設は待機者数が多く、入所したいときに入所できるのかどうかわからない。</li> <li>・どの施設に、どのくらい待機者がいるのか、どの施設が比較的入所しやすいのか、評判のよい施設等の情報がない。</li> </ul>
「親亡き後」の居宅生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法では居宅サービスメニューが用意されているが、利用できるサービスには限界もあるため、範囲を超えた場合は、自費でサービス提供を受けなければならない。</li> <li>・契約行為に加えて福祉サービスをコーディネートできるような人材が必要とされるが、人材がいない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所の場合には、障害年金受給者であれば、年金受給額の範囲内での生活が可能であるが、居宅生活となれば、経済的に困窮する可能性があり、事実上困難ではないか。</li> <li>・24時間のホームヘルパーの利用が現実には可能とは言えない現状では、重度障害者の居宅生活は困難ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「親亡き後」の居宅生活の具体的なイメージがわからない。</li> <li>・どのように居宅生活を送ればよいのか、どのくらいのサポートが必要なのか、誰に何を頼む必要があるのか、今から準備できることは何かといった情報が必要である。</li> <li>・居宅生活となれば、24時間の介護が必要となり、自立支援法の範囲を超えたサービスの提供を受けるための費用がかかる。</li> <li>・また、生活費がかかり、障害者年金では生活できなくなる可能性がある。</li> <li>・支援してくれる人材の不足。</li> </ul>
成年後見制度の認知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度は、知的障害者や認知症のケースでの利用がほとんどであり、身体障害者の利用はほとんどない。</li> <li>・成年後見制度の利用は、知的障害者と認知症のケースが多く、身体障害者に対して、積極的に広報している自治体は少ない。</li> <li>・福祉サービスを受けるためには、契約行為が必要となってくるため、身体障害者の利用は今後拡大すると考えられる。</li> <li>・一部の自治体は成年後見制度利用支援事業による後見報酬に係る助成を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「親亡き後」の身元引受けについてどうするのか、家族と施設側との話し合いがなされていない。</li> <li>・身体障害者、特に、高次脳機能障害者に対して、権利擁護や財産管理、成年後見制度が十分に知られていない。</li> <li>・成年後見制度は、制度の内容が難しく、説明しても理解してもらうことが難しい。</li> <li>・制度内容について、勉強会など聞く必要性を感じている。</li> <li>・費用の負担が大きいため、利用を嫌がってしまう入所者がいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度がどのようなものなのか、どのように利用するのかについて知られていない。</li> <li>・アンケート調査では利用を検討している介護者は3割にとどまる。</li> <li>・費用負担がネックになり、利用を見合わせているケースも多い。</li> </ul>
重度後遺障害者のニーズに合う成年後見人+確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約行為に加えて福祉サービスをコーディネートできるような人材が必要とされる。</li> <li>・成年後見人をしている弁護士、司法書士からは、福祉や医療に関する知識が不足しており、有効な支援が行えないという悩みも聞かれる。</li> <li>・弁護士を何人が交えた組織的な受け皿（弁護士+福祉の知識を有したスタッフ）として法人後見という考え方もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りがない障害者は入所困難であったり、「親亡き後」の問題が発生しそうな入所者は将来に不安がある。</li> <li>・成年後見人が選任されていない場合、施設が対応せざるを得ない場合が多い。</li> <li>・成年後見人が選任されていても、障害者本人の生活面、健康面の管理は、施設が担っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼できる成年後見人を見つけることが難しい場合がある。</li> <li>・障害の特性を理解し、障害者の生活全般を管理できるような成年後見人がいない。</li> <li>・兄弟や親戚が成年後見人であっても、親のような関わりは期待できないため、信頼できる第三者がいるとよい。</li> </ul>
親亡き後問題に関する情報の入手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所施設の情報は、自治体から障害者（介護者）に情報提供はするが、入所の可否の問い合わせなどは、障害者（介護者）が自分で行わなければならない（再掲）。</li> <li>・成年後見制度の利用は、知的障害者と認知症のケースが多く、身体障害者に対して、積極的に広報している自治体は少ない（再掲）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者、特に、高次脳機能障害者に対して、権利擁護や財産管理、成年後見制度が十分に知られていない（再掲）。</li> <li>・成年後見制度は、制度の内容が難しく、説明しても理解してもらうことが難しい（再掲）。</li> <li>・制度内容について、勉強会など聞く必要性を感じている（再掲）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の障害者が入所できる施設があるのかどうかわからない（再掲）。</li> <li>・施設は待機者数が多く、入所したいときに入所できるのかどうかわからない（再掲）。</li> <li>・どの施設に、どのくらい待機者がいるのか、どの施設が比較的入所しやすいのか、評判のよい施設等の情報がない（再掲）。</li> </ul>